

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この約款(この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 前項の設計図書に疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては、受注者は、発注者が定める職員の指示に従うものとする。
- 3 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、契約の目的物(以下「成果品」という。)を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 4 発注者は、その意図する成果品を完成させるため、業務に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 5 受注者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 6 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

(業務工程表の提出)

- 第2条 受注者は、この契約締結後業務工程表の提出を請求されたときは、速やかに業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の修正を請求することができる。
- 3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「業務工程表の提出」とあるのは、「業務工程表の再提出」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、成果品(未完成の成果品及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

- 第4条 受注者は、業務の全部又は発注者が設計図書で指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、前項に規定する主たる部分のほか、発注者が設計図書で指定した部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(管理技術者)

- 第4条の2 受注者は、契約日の3ヶ月以上前から継続して雇用している者の中から業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも同様とする。
- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、委託料の変更、履行期間の変更、委託料の請求及び受領並びにこの契約の解除に関する権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(業務の調査等)

- 第5条 発注者は、必要と認めるときは、業務に関して、受注者に説明若しくは報告を請求し、又は調査若しくは指示をすることができるものとする。
- 2 発注者は、この契約の成果品を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができるものとする。

(設計図書等の変更)

- 第6条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示(以下本条において「設計図書等」という。)の変更内容を受注者に通知して設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(業務の中止)

- 第7条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若

【2018.4.1 施行】

しくは委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第8条 受注者は、その責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第9条 第6条から前条までの規定により履行期間の変更を行おうとする場合における当該変更の期間は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(委託料の変更方法等)

第10条 第6条又は第7条の規定により委託料の変更を行う場合における当該変更の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 第6条、第7条、次条及び第17条の規定により、発注者が費用を負担し、又は損害を賠償する場合の負担額又は賠償額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(危険負担)

第11条 第14条の規定による成果品の引渡し前に生じた損害その他業務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、受注者が負担するものとする。

ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(履行遅滞の場合における違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、違約金を受注者から徴収するものとする。

2 前項の違約金の額は、遅延日数1日につき、委託料(既に引渡しを受けた部分がある場合には、当該部分に対する委託料相当額を控除した額)の1000分の1に相当する額とする。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第13条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込のあるときは、発注者は、遅延利息を受注者から徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、委託料(既に引渡しを受けた部分がある場合には、当該部分に対する委託料相当額を控除した額)につき、年5パーセントの割合で計算した額とする。

3 受注者は、発注者の責めに帰すべき事由により、第15条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、発注者に対し未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(検査及び引渡し)

第14条 受注者は、業務を完了したときは、発注者に業務完了届を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の規定に基づく業務完了届を受領したときは、その日から10日以内に受注者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格したときは、遅滞なく成果品を発注者に引き渡すものとする。

4 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、自己の負担で直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完成とみなして前3項の規定を準用する。

(委託料の支払い)

第15条 受注者は、前条第2項(前条第4項において準用する場合を含む。)の検査に合格したときは、委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定に基づく委託料の支払いの請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(前払金)

第16条 契約書で前払金の支払いを約した場合において、受注者は、発注者に対しこの契約を締結した日から14日以内に委託料の10分の3以内の額の前払金の支払いを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定に基づく前払金の支払いを請求するときは、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社と、契約書記載の履行期限を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定に基づく前払金の支払いの請求書を受領したときは、その日から14日以内に前払金を受注者に支払わなければならない。

4 受注者は、設計図書の変更その他の理由により変更前の委託料の3分の1以上の額の増額があった場合においては、当該変更契約を締結した日から14日以内に、その増額後の委託料に係る前払金に相当する額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

【2018.4.1 施行】

- 5 受注者は、設計図書の変更その他の理由により変更前の委託料の3分の1以上の額の減額があった場合において、発注者から受領済みの前払金額から減額後の委託料に係る前払金に相当する額を控除した額に相当する額の前払金の返還を請求されたときは、当該前払金の返還を請求された日から14日以内に、当該前払金を返還しなければならない。
- 6 発注者は、受注者が前項の期間内に同項の前払金を返還しなかったときは、当該前払金の額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。
- 7 委託期間が2年度以上にわたる業務に係る契約の前金払については、第1項中「この契約を締結した日から14日以内」とあるのは「この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)にあってはこの契約を締結した日から14日以内、契約会計年度以外の会計年度にあってはその会計年度における予算の執行が可能となった日から30日以内」と、第1項、第4項及び第5項中「委託料」とあるのは「当該会計年度において実施すべき契約金額に相当する金額」と読み替えてこれらの規定を準用する。

(発注者の解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 二 その責めに帰すべき事由により、履行期間内又は履行期限後の相当期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 三 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 四 受注者が金沢市契約規則第43条第1項第4号から第7号に規定する談合その他不正行為のいずれかに該当したとき。
- 五 受注者がこの契約の解除を申し出たとき。
- 六 受注者(受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営

に実質的に関与していると認められるとき。

- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 発注者は、前項の規定により契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分(以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託料(以下「既履行部分委託料」という。)を受注者に支払わなければならない。
 - 3 前項の既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 4 第1項の規定により契約が解除され、かつ、第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、前条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金を第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、発注者に返還しなければならない。
- 第18条 発注者は、業務が完了するまでの間、前条第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、契約を解除することができる。
- 2 前条第2項から第4項の規定は、前項の規定に基づき契約を解除した場合について準用する。ただし、同条第4項の規定のうち利息に関する部分については、この限りでない。
 - 3 発注者は、第1項の規定に基づき契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 第18条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相

【2018.4.1 施行】

当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 第 17 条の規定によりこの契約が解除された場合
 - 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第 1 項の場合において、受注者が契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供をしているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第 1 項の違約金に充当することができる。ただし、当該担保が契約規則第 31 条において読み替えて準用する第 5 条第 1 項第 6 号に掲げる場合にあつては、第 17 条第 1 項第 6 号の規定により契約が解除された場合を除く。

（損害賠償の予約）

第 19 条 発注者は、受注者が金沢市契約規則第 43 条第 1 項第 4 号から第 7 号までのいずれかに該当したときは、契約の解除の有無にかかわらず、委託料の 100 分の 20 に相当する損害賠償金を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 受注者が金沢市契約規則第 43 条第 1 項第 4 号から第 6 号までのいずれかに該当する場合で、当該排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるとき。
 - 二 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が金沢市契約規則第 43 条第 1 項第 7 号の規定に該当する場合で、受注者に対する刑の確定が刑法第 198 条の規定によるものであるとき。
- 2 発注者は、受注者が金沢市契約規則第 43 条第 1 項第 7 号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除の有無にかかわらず、損害賠償金として、前項に規定する額のほかに、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を徴収する。
- 一 金沢市契約規則第 43 条第 1 項第 4 号に規定する確定した納付命令について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年第 54

号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条の 2 第 7 項の規定の適用があるとき。

- 二 金沢市契約規則第 43 条第 1 項第 7 号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 三 独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を、発注者に提出しているとき。
- 3 前 2 項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

（契約保証金の還付）

第 20 条 発注者は、当該業務の成果品の引渡しがあったとき、又は第 18 条第 1 項の規定に基づきこの契約を解除したときは、直ちに契約保証金を還付しなければならない。

（個人情報の保護）

第 20 条の 2 受注者は、個人情報（金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成 3 年条例第 2 号。）第 2 条第 2 号に規定する個人情報をいう。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。

- 2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 3 受注者は、この契約による業務に従事しているものに対して、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。
- 4 受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を収集するときは、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 6 受注者は、あらかじめ発注者の書面による指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 7 受注者は、あらかじめ発注者の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 8 受注者は、あらかじめ発注者の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いを第三者に委託し、又は請

【2018.4.1 施行】

け負わせてはならない。

- 9 受注者は、発注者の承認により、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いを第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、発注者が受注者に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を、当該第三者に書面により求めるものとする。
- 10 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。）後直ちに発注者に返却し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。
- 12 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理状況について、随時、実地に調査できるものとする。
- 13 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取り扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

（秘密の保持等）

第 21 条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 受注者は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（瑕疵担保）

第 22 条 発注者は、成果品の引渡しを受けた後において、当該成果品に瑕疵があることが発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第 14 条第 3 項の規定による引渡しを受けた日から 3 年以内に行わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、工作物（建築物及び建築設備を含む。）の設計を伴う成果品にあつては、第 14 条第 3 項の規定による引渡しを受けた日から本件工作物の工事完成後 2 年を経過する日までに修補又は損害賠償の請求を行わなければならない。ただし、成果品の引渡しを受けた日から 10 年を超えては、修補又は損害賠償の請求を行うことはできない。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、成果品の瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は成果品の引渡し

を受けた日から 10 年を経過する日までとする。

- 5 発注者は、成果品の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに書面をもって受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 6 第 1 項の規定は、成果品の瑕疵が設計図書の記載内容、発注者の指示により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者がその記載内容又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（疑義の決定）

第 23 条 この約款又はこの約款に定めのない事項について疑義が生じたときは、必要に応じて発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。